

議案第 20 号

城陽市国民健康保険条例の一部改正について

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 25 日提出
(2025年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

城陽市国民健康保険条例（昭和36年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第14条の基礎賦課額は、<u>650,000</u>円を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の10 第16条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>240,000</u>円を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>650,000</u>円を超える場合には、<u>650,000</u>円）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の5の3」と、「<u>650,000</u>円」とあるのは「<u>240,000</u>円」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の7」と、「<u>650,000</u>円」とあるのは「<u>170,000</u>円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第16条の5 第14条の基礎賦課額は、<u>660,000</u>円を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第16条の5の10 第16条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、<u>260,000</u>円を超えることができない。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>660,000</u>円を超える場合には、<u>660,000</u>円）とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の5の3」と、「<u>660,000</u>円」とあるのは「<u>260,000</u>円」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の7」と、「<u>660,000</u>円」とあるのは「<u>170,000</u>円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第20条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定</p>

する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする(第5項に規定する場合を除く。)

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の5の3」と、「650,000円」とあるのは「240,000円」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1)・(2) 略

6 略

する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第14条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)とする(第5項に規定する場合を除く。)

(1)・(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の5の3」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の7」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と、第2項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第20条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第14条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が660,000円を超える場合には、660,000円)とする。

(1)・(2) 略

6 略

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の5の3」と、「650,000円」とあるのは「240,000円」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の5の3」と、「660,000円」とあるのは「260,000円」と、前項中「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第16条の7」と、「660,000円」とあるのは「170,000円」と、第6項中「第16条」とあるのは「第16条の9」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条の5、第16条の5の10、第20条及び第20条の4の規定は、令和7年度（2025年度）以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度（2024年度）以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げる改正を行いたいので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第81条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

国民健康保険法（抜粋）

（条例又は規約への委任）

第81条 第76条から前条までに規定するもののほか、賦課額、保険料率、納期、減額賦課その他保険料の賦課及び徴収等に関する事項は、政令で定める基準に従って条例又は規約で定める。

参考資料

城陽市国民健康保険条例の一部改正条例要綱

1 改正の概要

国民健康保険料に係る賦課限度額について、基礎賦課限度額を現行の「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を現行の「24万円」から「26万円」に改める（第16条の5、第16条の5の10、第20条、第20条の4関係）。

2 施行期日

令和7年（2025年）4月1日